

| | |
|--------------------|---|
| Title | グローバル化、少子・高齢化社会の進展が治安に与える影響と対策：地域社会における犯罪予防対策を中心として |
| Author | 平岡 豁 |
| Citation | 都市経営研究 e. 17 巻 1 号, p.97-110. |
| Issue Date | 2023-01-16 |
| ISSN | 1880-3822 |
| Type | Departmental Bulletin Paper |
| Textversion | Publisher |
| Publisher | 大阪市立大学大学院創造都市研究科 |
| Description | |
| DOI | |

Placed on: Osaka City University

グローバル化、少子・高齢化社会の進展が治安に与える影響と対策 —地域社会における犯罪予防対策を中心として—

Impact of Globalization and the Progress of Population Ageing and Shrinking on Public Safety and Its Countermeasures : Focusing on Crime Prevention in Local Communities

平岡 裕 (大阪市立大学大学院都市経営研究科)

Tooru HIRAOKA (Master's Degree Finished from Graduate School of Urban Management, Osaka
City University)

□日本における犯罪対策は、平成期の犯罪情勢の悪化を契機に大きく変化し、犯罪対策の理論において、「犯罪原因論」から「犯罪予防論 (防犯環境設計理論)」へと大きなパラダイム・シフトが見られ、犯罪予防論が犯罪対策の中心に位置づけられるようになった。一方、地方分権改革の推進が、地域住民の身近に位置する基礎自治体の権限と責任を強化し、地方自治体の役割が大きくなる一方、コミュニティの機能の低下に対応するため、地域住民の身近な組織として地域運営組織が基礎自治体傘下に形成が進められている。

治安指数は減少したが、児童虐待や配偶者による暴力事案、特殊詐欺やサイバー犯罪という新しい形の犯罪が増加した。これらの犯罪は私生活の領域で発生しており、地域住民の身近な圏域の犯罪予防対策として、多様な対策を組み合わせ、問題解決を図る必要がある。警察は積極的に関与すべきではなく、基礎自治体及び基礎自治体傘下に住民の身近な組織として形成されつつある地域運営組織の役割として期待されているという議論がある。そこで本稿においては、地域社会における犯罪予防対策 (安全なまちづくりの展開) のあり方について、次の三つの問題を提起し、先行対策や先行研究、先行事例等を分析・検討することによって、明らかにすることとした。

第一の問題提起は、地域社会における犯罪予防対策は、警察ではなく、地域住民の身近な存在である基礎自治体を中心となって対応すべきだとする議論は本当に妥当か、というものである。

分析結果、犯罪対策は犯罪予防を中心とした社会安全政策へと変化し、地域安全と言われるように、その問題は単に犯罪だけでなく、地域住民の不安感のもとになっている秩序違反行為への対応や犯罪企図者を生み出す社会的要因や個人的要因への対応を含めた広い対策が求められている。また、犯罪対策は警察主導から地域住民との協働 (コミュニティ・ポリシング) による犯罪対策の主体の多様化による社会安全政策に移行しており、既に、基礎自治体を中心とする安全なまちづくりの展開の方向へ動き出していることが分かった。

第二の問題提起は、もしそうであれば、基礎自治体はどのように対応したらより犯罪を未然に防ぐことができるのだろうか、その対策は進んでいるのか、効果があがっていないとすればその課題が何か、警察が果たすべき役割は何か、というものである。

分析結果、犯罪を未然に防止するには、基礎自治体圏域における安全なまちづくりの展開が必要であり、具体的対策としては、基礎自治体を中心にその傘下に形成される地域運営組織による地域住民、関係機関などの協働による地域の課題解決に向けた安全なまちづくりの展開 (ソフト対策) と ICT など最新の技術を活用した安全なまちづくりの展開 (ハード対策) の両面での推進が必要とされる。しかし、依然として、地域社会の一般予防活動についても、警察が中心となった対応が多くみられるのは、長い慣習と基本となる犯罪情報は警察が把握しているために、犯罪予防対策は警察の業務との認識が強く、基礎自治体の関心が低いためと考える。また、日本の場合、警察と基礎自治体の一体的運用が難しい点にある。地域社会の犯罪予防対策において、警察の果たすべき役割については、警察は犯罪情報を把握し、大きな組織力を有しており、一般的な犯罪予防対策 (安全なまちづくりの展開) についても、主要メンバーとして犯罪情報を積極的に発信すると同時に、必要に応じて参画することも必要であるが、本来は、日々発生又は発生が予想される具体的な事案などの現実の脅威に対し、警察にしかできない組織力を使った抑止活動や検挙活動を行うことで、地域社会の犯罪予防に寄与することを主とすべきであると考える。

最後の問題提起は、地域運営組織の形成や活動は実際に進んでいるのか、進んでいないとすれば何が問題か、新しい犯罪への警察の対応はどのようなものであるべきか、というものである。

分析結果、多くの自治体で地域運営組織の形成の必要性は認識されているものの、現状では自治会や社会福祉協議会など既存組織による活動が活発な地域も多く、地域運営組織の形成には地域住民の理解と参画が必要であり、形成過程における課題も多く散見され、形成には時間がかかることが予想され、先行事例などからも長期的視野で取り組む必要があると判断される。新しい犯罪や課題への警察の対応においては、私生活の領域であるが、警察に積極的な介入を求める見解もあり、関係法令の整備も進んでいることから、事案に応じて、関係機関との密接な連携を図りながら、取締りや事件の検挙活動を通じて対応する必要がある。

キーワード:

: 人口減少, 犯罪情勢, 犯罪予防論, 安全なまちづくり, 地域運営組織

Keywords : Population decline, Criminal situation, Crime Prevention, Safe Urban Development, Regional management organization

はじめに

全刑法犯の認知件数(全国)は、1996年から7年連続して増加し、2002年に約2倍の約285万件と戦後最多を記録した。これを「平成期の犯罪情勢の悪化」と称し、危機感を抱いた当時の政府は、2003年9月、横断的組織「犯罪対策閣僚会議」を創設し、総合的な犯罪抑止計画「行動計画(2003)」を策定し、「世界一安全な国、日本」の復活を目指して、政府挙げた対策の推進を図った。平成期の犯罪情勢の悪化は犯罪対策を大きく変化させ、犯罪原因に着目した従来のあり方から、地域住民が主体となった犯罪予防対策を中心とした犯罪対策に切り替わった。犯罪予防が中心となったため、犯罪対策は、地域安全といわれるように、地域住民に不安感を与えている犯罪の前段的行為すなわち秩序違反行為への対応も、更に、犯罪企図者を生む、個人的要因及び社会的要因への対応も含む広い社会安全政策とされている。また、予防のための措置は、犯罪発生後の措置に比べてより広い範囲の国民の自由に対する一定の制約を伴う可能性があることが指摘されている。そのことから、地域社会における犯罪予防対策は、基礎自治体を中心となって行うことが好ましいのではないかとされている。一方、都市化、少子・高齢化社会の進展は、地域社会の連携の崩壊、家族関係の希薄化を招き、地域社会から孤立した家庭内などに、新しい形の犯罪や課題を生じさせているが、私生活が深く関与してきていることから、この種犯罪の予防対策も警察のみでの対応は難しくかつ好ましくないのではないという議論も多い。

そこで本稿では、地方分権対策が推進されるなかで、地域に身近な組織である基礎自治体の役割が強化され、新しい形の犯罪や地域の課題に対応する組織として、その傘下に地域住民の直近の組織として地域運営組織が全国的に形成されてきていることから、地域社会における犯罪予防対策(安全なまちづくりの展開)のあり方について研究することとした。

これらの情勢をもとに、地域社会の安全なまちづくりの展開のあり方に関し、次の三つの問題を提起し、先行対策、先行研究、先行事例を分析・検討する。第一の問題提起は、地域社会における犯罪予防対策は、警察ではなく、地域住民の身近な存在である基礎自治体を中心となって対応すべきだとする議論は本当に妥当か、というものである。第二の問題提起として、もしそうであれば、基礎自治体がどのように対応したら、より犯罪を未然に防ぐことができるのだろうか。基礎自治体等による対策は進んでいるのか、対策の効果はあがっているのか、いないとすればその課題が何か、警察が果たすべき役割は何か、という点である。最後の問題提起として、地域運営組織の形成や活動は、実際に進んでいるのか。進んでいないとすれば何が問題か、新しい犯罪への警察の対応はどのようなものであるべきか、というものである。

第1章 社会的背景の変化と治安への影響

1 少子・高齢化の進展の影響

国立社会保障・人口問題研究所が、2018年3月30日公表した日本将来人口推定(2017年推計)によると、「総人口の推移は、推計人口の出発点である2015年の総人口は1億2,709万人であったが、2040年(25年

後)には、1億1,092万人(−1,617万人)まで減少し、2065年(50年後)には、1億人を割り、8,808万人(−3,901万人)に減少する。」としている。最もなすべきことは出生率を高めることとされるが、厚生労働省が2021年6月4日公表した2020年の合計特殊出生率は、1.34で、5年連続して低下しており、日本将来人口推定(2017年推計)を上回るスピードで少子化が進むものと思われる。2025年には第1次ベビーブーム(1947~49年)生まれの団塊の世代が75歳以上になり、国民の4人に1人が後期高齢者となる。2040年には、団塊のジュニア世代が65歳以上になる。また、2040年には、単身世帯が全世帯の39.3%で、未婚化による高齢者の世帯の割合が増えることが主たる要因である。

1960年代以降、日本経済は高度成長が進み、農山漁村地域から都市地域に向けて、若者を中心に大きな人口移動が起こった。都市地域においては人口集中による過密問題がおこる一方、農山漁村地域では人口の減少により、教育、医療、防災など、その地域における基礎的な生活機能の維持が困難になり、若者の減少により地域の生産機能が低下していった。近年、コロナ過在宅勤務拡大に伴い、2020年7月から9月の3カ月間は連続で、東京都内で他の道府県への人口の転出が転入を上回る状態が続いているが、東京近郊の山梨、茨城、神奈川が多く、都会に近い田舎暮らしを希望する人が増えているといわれる。これが、脱東京と地方再生につながるには、地方が将来にわたって住み続ける魅力がないと実現しないだろう。

一方、過疎というのは、このように地域の人口が減ってしまうことで、その地域で暮らす人の生活水準や生産機能の維持が困難になってしまう状態を言い、そのような状態になった地域が過疎地域であるが、2022年4月1日現在、過疎市町村の数は885、全国の1,718市町村の51.57%に当たり、過疎市町村の人口は約1162万6千人余(2015年国調人口)で、全国の人口の9.2%余に過ぎないが、その面積は日本国土の63.9%を占めている。過疎市町村は、大部分が農山漁村地域であるため、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保持、地球温暖化の防止などの多面的機能を発揮して、国民生活にとって重要な役割を果たしている。法律による過疎対策については、1970年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以降、1980年に「過疎地域振興特別措置法」、1990年に「過疎地域活性化特別措置法」、2000年には「過疎地域自立促進特別措置法」により取り組まれてきた。2021年度「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定され、引き続き取り組まれている。

高度経済成長に合わせ、働き口を求め中山間部から都市部に多くの人々の流出が起こり、これに昭和・平成の大合併が後押しし、前述したように、中山間部において著しい過疎化が起こり、既に過疎地では地域の日常生活や暮らしに支障が出ている。都市部においても、住宅団地などの建設による新しい人口の流入により、地域社会における地域住民の連携崩壊が起きており、特に東京への人口や重要施設などの一極集中は、人口の過密化による感染症や大規模災害等に対する脆弱性が指摘されている。これら地域社会における連携崩壊は、地域の強みとされていた「相互扶助」の機能を崩壊させ、犯罪に脆弱な側面を引き起こしている。同時に、日本人の特徴とされる「恥の文化」すなわち、「人に迷惑をかけるような恥ずかしいことはしない」という道徳規律の喪失を招き、罪を犯すことを恥ずかしいと思う周囲に対する気配りがなくなっており、連携の希薄化が、高齢者による万引きの増加や特殊詐欺の被害の発生等を引き起こしている。

戦後の家族制度の大幅な改革は、相続財産の分割、親や家族への扶養・支援のあり方を不明確にし、大家族制度を崩壊させ、これに少子・高齢化現象が加わり、現在の核家族化を引き起こす大きな要因になったと考える。家族関係の崩壊による核家族化の進行は、配偶者からの暴力事案、高齢者虐待、児童虐待、ネグレクトなど家庭内の新しい犯罪やひきこもり、孤独死や高齢者の万引きなど新たな課題を生じさせている。従来、警察は、家庭は私的領域として、家庭内の事案について、私生活不可侵の原則から、介入・関与することを控えてきた。

人口減少による現役世代の労働力の不足は、現在の最大の課題であり、我が国の社会、経済に重大な影響を与えることが予想されている。犯罪対策は平成期の犯罪情勢の悪化を契機に、警察等による犯罪者の検挙・隔離を中心とした対策から、防犯環境設計を適用した犯罪予防論が中心となった対策に大きく変化し、安全なまちづくりが全国的に展開されており、犯罪対策に従事する主体は多様化している、各組織ともこの担い手の減少に頭を痛めている。

特に、自主警備の代行として、また、公的事業の民営化による重要公共施設警備の増加など、警備業務は量的に増大、質的に変化し、警備員の治安で果たす役割は大きくなってきているが、労働集約型で激務とされる警備員の採用が難しくなっており、今後の警備業務の維持に支障が出るのではないかと治安対策への影響が懸念されている。警備業法は、依然として規制法であり、治安における社会的重要性が高まる警備業に対し、士気高揚のためにも、育成法的な改正が求められている。

2 犯罪の量的・質的变化と犯罪対策への影響

全刑法犯の認知件数(全国)は、前述したように、1996年から7年連続して増加し、2002年に約2倍の約285万件と戦後最多を記録した。この平成期の犯罪情勢の悪化を契機に日本における犯罪対策は大きく変化し、欧米で既に適用されていた「防犯環境設計理論(犯罪予防論)」を日本でも犯罪対策として全面的に取り入れた。このことにより、犯罪対策の内容は、犯罪予防対策が中心となり、「事後対応から事前対応へ」、「犯罪者重視から被害者重視へ」、「警察主導から地域住民との連動へ」と大きなパラダイム・シフトしており、従来の警察主導の犯罪対策から、犯罪対策の主体の多様化による犯罪予防対策を中心とした安全なまちづくりの展開という形の犯罪対策に代わってきている。犯罪予防論を中心とした総合的な犯罪対策が功を奏したのか、全刑法犯の認知件数(全国)は、2020年には約61.4万件まで減少した。

全刑法犯の認知件数(全国)が減少するなかで、徐々に増加する事案が現れてくる。ひとつは人身安全関連事案で、恋愛感情や家族間の人間関係等に起因し、主として個人の私的領域の中で生じる事案で、ストーカー事案、配偶者による暴力事案、児童虐待事案などである。もうひとつは加害者と被害者と対面することなく敢行される非対面型犯罪で、特殊詐欺、サイバー犯罪である。新しいタイプの犯罪として、いずれも認知件数、検挙件数ともに増加している(警察庁 2018、27~36頁)。

なお、この種新しい犯罪に対応するため、「児童虐待の防止等に関する法律(2000年11月施行)」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律(2000年11月施行)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(2001年10月施行)」など対応のための新しい法律が制定され、一定の要件下で警察の積極的な介入を求めている。

ここにいう犯罪対策は、「安全で安心して暮らせるまちづくり」にある。従って、犯罪件数が減少しても、住民の不安感が取り除かれなければ意味がない。安全と安心は異なる状態であり、その表す指標も異なるものであり、犯罪情勢は安全と安心の両面から考察する必要がある。安全を表す指標として、治安指数(認知・検挙件数など)があり、安心を表す指標として、体感治安(国民生活に関する世論調査など)がある。治安指数は前述の通り、改善されてきているが、市民の犯罪に対する不安感(体感治安)は良くなっていないという安全と安心の乖離がみられ、政府が2008年決定した「行動計画(2008)」では、「犯罪の減少を安定期の140万件程度を目途とし、国民の不安感の払拭の両方が達成された状態を「良好な治安」として位置づけ、「犯罪が起きない起こさない環境」の構築のための「地域の絆」の再生が必要である」としている。また、ここにいう犯罪予防対策は、犯罪の他、その前段階の行為である落書き、ゴミ捨て、自転車の放置、少年の蛭集等の秩序違反行為、犯罪企図者を生み出す社会的要因、個人的要因への対応を含めた広い概念といわれてい

る。

第 2 章 防犯理論について：防犯環境設計理論

ここでは、今後の犯罪対策の基礎となる防犯環境設計理論（犯罪予防論）の内容の説明と、日本の実情に照らし、地域社会において適用した場合の理論に整理する。

前述したように、グローバル化による平成期の犯罪情勢の悪化を受けて、犯罪対策は、犯罪原因論から犯罪予防論へ大きく変化し、防犯環境設計理論は、犯罪対策閣僚会議で決定された「行動計画（2003）」でも地方自治体で制定された安全なまちづくり条例のなかでもこの考え方が採用されている。

防犯環境設計とは、環境犯罪学一つの考え方であり、物理的建物や街路の設計に際し、防犯性の高い環境を生み出し、利用や管理などを自然にコントロールすることで犯罪を防止しようとする設計手法である。

高野（2000）は、「人の居住する環境は、個人の住宅をはじめ種々の建物、道路、公園等の様々な要素によって構成されている。それらの集合体として町や都市が形成されているのであるが、犯罪はこれらの複合した環境を介在して生じている。そして、犯罪を制御し、犯罪リスクを軽減できるかどうかは、これらの建物のつくり方、町のつくり方、環境のしつらえ方に負うところが大きいのである。また、防犯は、そこに住む居住者の意識や住まい方にも大きく関係している。環境と人間の関係は相互的な関係にあり、したがって、環境の安全をデザインするには、ヒト（住み方・住民活動）とモノ（物的空間）の総合的な関係の中でとらえなければならない」（高野 2000、61 頁）と防犯環境設計理論の基本的考え方を述べている。

日本における防犯環境設計とは、本来はハード的手法であるが、建物や街路の物理的な環境の設計（ハード的手法）により、犯罪を予防することを目的としている。これに、住民や警察、地方自治体などの防犯活動（ソフト的手法）と合わせ総合的な防犯環境をめざしており、国土交通省と警察庁が、1997 年から 98 年にかけて安全安心まちづくりの手法調査を実施し、安全安心まちづくり実践手法報告書としてまとめたのが、CPTED（セプテット）（Crime Prevention Through Environmental Design）という総合的な手法である。

有効とされる一般的原則として、つぎの二点があげられる。ひとつは、自然のアクセスコントロールで、標的に対する接近を制約し、犯罪の機会を奪うことで、犯罪を直接的に減少させる方法で、このアクセスを制約する手段としては、「接近の制御」と「標的の防御の強化」がある。もうひとつは、「自然の監視性」と「領域性の確保」で、住民と犯罪者の意識と行動に影響を及ぼし、間接的に犯罪を減らす方法である。従って、犯罪予防対策は、「接近を制約」、「被害対象物の強化」、「監視性の確保」、「領域性の確保」の 4 つの具体的手法を組み合わせて実施することが必要である、とされている。

第 3 章 基礎自治体圏域における安全なまちづくりの展開

1 地方分権対策の推進とコミュニティ施策の展開

1990 年代の半ばから、地方分権に関する大きな改革が続き、その後 20 年にわたり改革が行われてきた。この地方分権改革の推進が、地域住民の身近に位置する基礎自治体の権限と責任を強化している。地方分権改革が進められるなかで、地方自治体の役割が大きくなる一方、地域社会（コミュニティ）の機能の低下が問題となった。地域の人々の生活水準が高度化・複雑化するに伴って、公共サービスに求めるニーズも多様化・高度化し、これに対応するため地方自治体は合併により、地域の自治体の機能を集中することによって応えてきた。平成の大合併では、小規模自治体が主たる対象となったが、半数近くまで減少し限界集落を多

発させ、居住前線を縮小させ周辺部の衰退を不可避な状態に追い込んだ。このような地域社会（コミュニティ）の機能の低下の課題に対し、次のような住民自治組織の確立と地域共生社会の実現に向けた取り組みが進められてきた。

(1) 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2014年12月27日) (閣議決定)

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、平成の大合併による地方自治組織を失った地域に対する施策であり、住民自治組織の確立として全国的に展開を図った。内閣官房(2018)によると、「人口減少や高齢化が著しい中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるよう、集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外とのネットワーク化された「小さな拠点」の形成と、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの作成とともに、地域の課題の解決に向かった多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）の形成が必要である」（内閣官房2018、8～9頁、30頁）とされ、地域運営組織の形成が進められてきた。

(2) 「地域共生社会の実現に向けた取り組み」(2017年2月) (厚生労働省)

2016年6月「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に「地域共同社会の実現」が盛り込まれ、地域包括ケアシステムの強化のため、介護保険法等の一部改正する法律(2017年5月)により、社会福祉法の一部が改正され、包括的支援体制の整備が市町村の努力義務とされた(社会福祉法第106の3条第2項)。この中の福祉政策の新たなアプローチとして、厚生労働省によって進められている「地域共生社会の実現に向けての改革」は、現在の地域社会にあつて、様々な分野の地域生活課題が複雑に絡み合い、複合的な支援を必要としているなかで、地域住民が主体となって、多様な支援ニーズに的確に対応する包括的システムとして注目されている。

厚生労働省(2019)によると、「地域共生社会の理念は、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方」とし、「福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地域創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる」（厚生労働省 2019、2頁）としている。この制度は、直接、地域運営組織の形成そのものを目指したものではないようだが、都市部において、地域住民の相互扶助組織として、その役割が期待され、地域運営組織が包括的支援体制の一端に組み込まれている。

2 基礎自治体圏域における安全なまちづくりのあり方 (先行研究)

基礎自治体の権限の強化と地域運営組織の形成は、地方分権対策の推進と並行的に進められてきた「コミュニティ機能低下に対する2つの施策」で推進してきたといえる。地方分権対策は、国の行政改革としての国と地方の関係、役割分担の見直しであり、この中で、基礎自治体の役割分担が強化された。基礎自治体は住民の身近な存在であり、公共サービス提供の最前線で仕事をしており、地方分権の狙いは、国による全国一律の政策では対応できない地域の実情や住民の意向に沿った政策を生み出すことにある。地域社会における安全なまちづくりの展開もその中に含まれた政策といえる。また、地域社会における安全なまちづくりの展開は、都道府県のほか、市(区)町村という圏域と地域住民の身近な圏域と重層的に行われている。ここでは基礎自治体圏域における安全なまちづくりの先行研究を分析・検討して、安全なまちづくりのあり方を

模索してみたい。

(1) 警察政策学会「これからの安全・安心」のための犯罪対策に関する提言 (2013年7月)

警察政策学会 (2013) は、「これからの安全・安心に向けた犯罪対策の基本事項として、① 安全と自由のバランス、② 「事前」「事後」、「ソフト」「ハード」のバランス、③ 国・地方公共団体・地域コミュニティによる重層的取組、④ 持続可能性、⑤ マネージメント・サイクルを踏まえた犯罪対策の改善・向上、⑥ 犯罪統計等の活用の6項目を挙げている。特に③については、国の大綱的な戦略と地方公共団体によるニーズや特色を踏まえた施策に支えられながら、住民が、身近なコミュニティ単位で、地域に実態を踏まえた自主的な取組みを行うことで、これらの各々の責任ある主体が連携・協力し、重層的に安全・安心に実現に取り組んでいくこと」(警察政策学会 2013、8~11頁)とし、更に、新しいアプローチの導入として、「犯罪を発生しやすい「場」に着目した横断的対策、犯罪につながる社会的リスクの低減の必要性を述べ、秩序違反行為も射的入れた犯罪ないし前段的行為にも積極的に関与すべきである」としている。

(2) 指定都市市長会「防犯対策とまちづくりとの連携・協議による安全・安心の再構築」(2008年3月)

安全なまちづくりの実施は、警察主導で行うべきか、基礎自治体を中心になってやるべきかとの問題に対し、指定都市市長会 (2008) は、「市民による自主的な防犯活動は、ここ数年の間で、急速に盛り上がり、特に街頭犯罪の抑止に効果があると考えられるが、市民の自主性を尊重しつつ、その活動を支援していく支援は、「人的支援」、「財政的・物的支援」、「情報提供(犯罪に係る情報)」、「教育・啓発(防犯手法に係る情報)」の4つが考えられるが、これらの支援を考えた場合、市民参加による安全・安心まちづくりは、日常的に市民に接する機会の多い市行政を中心に、警察、道府県、学校などの関係機関が連携を深め、地域が一体となって施策を進めていくべきである」とし(指定都市市長会 2008、10、18、28頁)、地域住民の安全の確保に関して市民、市行政、警察、事業者など地域の様々な主体の責務を明確にした枠組み、例えば、「生活安全基本法」(仮称)や「地域防犯推進法」(仮称)を制定すべきであるとしている。

(3) 日本都市センター「都市自治体とコミュニティの協働による地域運営をめざして」(2015年)

日本都市センター (2015) は、自治的組織に形成のポイントについて、次のように制度化の意義を述べている。

① 制度化は地域組織再編の契機となる。

一般的に地域には、自治の単位である町自治会や各種団体が存在しているが、自治会の加入率の低下、リーダーの高齢化などの問題がある。組織構成を改革し、地域全体で一本化し、各種団体が一体化して地域の課題に取り組めるようになる。

② 制度化は自治体との関わり方を整理する契機となる。

従来単なる任意団体でしかない地域組織が、制度化によって自治体と地域組織の関係が明確化され、手のつなぎ方が整理される。

③ 既存地域組織の形との整合性

既存地域組織との関係で、「屋上屋を重ねる」のではないかと議論があるが、自治的協議会の基本的な狙いが、校区のなかでばらばらに存在する住民組織を束ねて地域包括的組織を作り、自治体とて手を結ぶことにある(都市行政センター 2015、61~67頁)。

この先行研究では、鶴ヶ島市、茅ヶ崎市、宮崎市の現地調査、雲南市、長野市、名張市、燕市、大阪市の現地ヒアリング調査を行って分析・検討しており、貴重な研究資料である。

(4) 岸田市における地域内分権のあり方 (2017年) (大阪府岸和田市)

岸和田市の研究グループが出した報告書で、地域内分権のあり方について、池田市、八尾市、枚方市、名

張市、高松市の 5 市の先行事例を調査分析し、岸和田市のあり方を示したもので、詳細な聞き取り調査も行われており、様々な問題点が明らかにされている。まず、地域自治制度として、法律に基づく、地方自治区制度と地方公共団体の条例や規則、要綱による住民自治協議会システムがあり、真の住民自治を確立するためには、住民自治協議会システムでなければならないとし、上記 5 市はいずれも、そのシステムを採用している。その根拠法令は法律でなく、各自治体独自の条例、規則となっている。名張市、高松市は地域づくり組織条例を別に定めている。

組織の運営に必要な地域予算は、5 市とも一括交付金型（使途自由）を採用し、池田市、枚方市、名張市は、既存の補助金を廃止し、地域協議組織に限定して交付することで、既存団体を再編し地域運営組織の統合する呼び水となり有効としている。地域運営組織の協議機関は各市とも小学校区単位で、既存の組織団体の代表者で構成されることから地域の特性を生かした柔軟な制度設計ができる反面、財源保障権限の分権化、住民の総意を結集した協議体をどう設計するか、という課題も指摘されている。また、池田市（3 か月）を除き、各市とも地域組織の設立に相当の時間をかけているし（八尾市で約 3 年、枚方市で約 18 年、名張市で約 8 年、高松市で約 4 年）、地域に丁寧の説明しているとしており（岸和田市 2017、15～17 頁、63～64 頁）、形成には時間がかかることが伺える。

3 基礎自治体圏域における安全なまちづくりのあり方（先行事例）

基礎自治体圏域における安全なまちづくりの展開では、それぞれの基礎自治体が独自の施策を展開しており、ここでは、その中で、代表的な先行事例を取り上げ、検討してみたい。

（1）大阪府下における自治体予算による街頭防犯カメラ設置の促進

大阪では、2014 年大阪府警察本部に「犯罪抑止戦略本部」が設置され、市町村への防犯カメラの設置の働きかけを行った結果及び寝屋川市内の中学生殺害事件（2015 年 8 月）が防犯カメラの映像で解決した影響もあって、各自治体の独自の予算による街頭防犯カメラの設置が促進されている。寝屋川市内の中学生殺害事件を受けて、同じ地域にある守口市では防犯カメラ 1000 台を増設、その結果、大幅に犯罪が減少（-21.7%）したと報じられている（『毎日新聞』朝刊、2018 年 2 月 10 日付）。また、近隣の枚方市で 650 台、寝屋川で 240 台それぞれ小学校通学路を中心に増設するなど、大阪府下全域に広がりを見せている。

（2）兵庫県加古川市での見守りカメラによる位置情報の把握

防犯環境設計にいう「被害対象者の被害回避」である。兵庫県加古川市は 2017 年・2018 年度の市内の約 1500 台の見守りカメラを整備した。カメラの内部に複数事業者が提供する「見守りタグ（ピーコンタグ：BLE タグ）」の信号を受信する共通検知器が内蔵されていて、子どもや認知症で行方不明となるおそれのある者の位置情報履歴を保護者の情報をキャッチし、家族に知らせるサービスを展開している（加古川市 2019、1～2 頁）。

この加古川市の事例のように、ICT を活用した女性子ども高齢者など社会的弱者被害回避のためのシステムが多く開発され採用されている。登下校時の児童・生徒の所在確認システム（IC タグ利用）、外出時の子どもの見守り支援システム（公園等へのカメラ設置）、独居高齢者の見守りシステム、痴ほう症の高齢者の所在確認システムなどが、警備員の対応をセットに販売されており、多くの自治体で採用されている。

（3）包括的支援体制の構築（三重県名張市）

厚生労働省による「地域共生社会推進検討委員会の最終とりまとめ（概要）（2019 年 12 月 26 日）」において、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備の先行事例として、名張市が紹介されている。具体的には、地域共生社会の実現に向けて、2009 年に名張市地域づくり組織条例が制定され、地域内分権の推

進が加速された。区及び自治会は、原則としてこれまで通り存続するものの、行政の末端組織としてではなく、「基礎的コミュニティ」として位置づけ、そのうえに、地区公民館を単位とする地域づくり組織を設置し、唯一の地域の公共団体として整理し、地域の各団体に交付していた地方交付金を統合して、用途自由な「ゆめづくり地域交付金」を交付し、基礎コミュニティの代表者が地域づくり組織に参加することで二層構造とした。一方、包括的支援体制としては、地域をバックアップする形で各地区に地区包括支援センターのプランチとして位置付けられた「まちな保健室」が設置されており、地域内の関係機関と協働して、あらゆる相談事案に伴走支援し、成果を上げている。

名張市の特徴は、この地域内分権と地域福祉・地域包括ケアの施策が一体的に展開されている点にあるといわれており、まちな保健室と地域づくり組織とがうまくコーディネートしている。活動拠点としての市民センター（旧公民館）の運営を、指名管理者制度事業として、各地域まちづくり協議会に委託し、まちな保健室もここに設置し、センターの事務員を地域まちづくりの運営に充てるなど財政的支援を行っている。市の積極的な資金、人材、指導等によって形成・維持されており、コミュニティビジネスなどの独自の資金源の獲得や地域住民の全面的な参加と協働など多くに課題が見え隠れしており、持続的な運営というところまで行くには相当な時間がかかると思われるが、地域運営組織のひとつのあり方として注目される。

第4章 基礎自治体圏域における安全なまちづくりの展開の検証

基礎自治体圏域における安全なまちづくりの展開を、基礎自治体及びその傘下に形成されつつある地域運営組織の観点で見てきたが、以上の理論及び事実に基づき、本稿の冒頭に述べた、地域社会における安全なまちづくりの展開に関し、次の三つの問題提起について検討する。第一の問題提起は、地域社会における安全なまちづくり（犯罪予防対策）の展開は、警察ではなく、地域住民の身近な存在である基礎自治体を中心となって対応すべきだとする議論は本当に妥当か、というものである。第二の問題提起は、もしそうであれば、基礎自治体がどのように対応したら、より犯罪を未然に防ぐことができるのだろうか。基礎自治体等による対策は進んでいるのか、対策の効果はあがっているのか、いないとすればその課題が何か。警察が果たすべき役割は何か、というものである。最後の問題提起は、地域運営組織の形成は進んでいるのか、進んでいないとすれば何が問題か、新しい犯罪への警察の対応はどのようなものか、というものである。

1 基礎自治体を中心とした「安全なまちづくりの展開」

平成期の犯罪情勢の悪化以降、まず、2002年2月警察庁で、「安全・安心まちづくり推進要綱」が定められ、これを受けて、大阪では、2002年4月に「大阪府安全まちづくり条例」が制定され、同条例の第5条第2項でも、基礎自治体の長ではなく、「警察署長は、その管轄区域において、市町村、事業者、府民及び民間団体等との協働により、安全なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする」と規定した。

一方、政府の犯罪対策閣僚会議は、2005年6月「近年な犯罪情勢の急激な変化は、国民の間に、犯罪被害が身近なものとなり、平穏な日常生活を脅かしているとの実感を生み、自らの手で状況を改善すべく、全国各地で多くの住民たちが自主的な取組を進めており、ここ数年で、多数のボランティア団体が新たに結成され、パトロール活動や地域安全情報の発信を開始した」とし、こうした地域の自主的な取組を支援し、民官連携した安全で安心なまちづくりの取り組みを全国的に展開するため「安全・安心まちづくり全国展開プラン」を策定した。」

大阪における地域社会における安全なまちづくりの展開は、警察庁の要綱及び大阪府安全なまちづくり条

例の流れを受けて、現在でも安全なまちづくりの展開は、実質的に警察が中心となって実施されているところが多いといってもいいが、基礎自治体を中心となるべき主たる理由としては、一般に次の二つのことがいわれている。

ひとつは、犯罪対策が犯罪予防を中心とした地域安全といわれる社会安全政策への変化である。

平成期の犯罪情勢の悪化以降、地域社会における犯罪対策は、犯罪予防対策が中心となって展開されてきている。安全で安心して暮らせるまちづくり活動は、犯罪予防活動が中心となった地域住民をはじめ多くの関係機関などの協働による犯罪対策の推進である。しかも、犯罪のみでなく、落書き、ゴミ捨て、自転車の放置、少年の蝟集等の犯罪の前段階行為（秩序違反行為）が著しく地域住民の不安感のもとになっており、秩序違反行為に対する対応は、すなわち、割れ窓の理論の適用であり、地域住民自ら策定したルールのもと、本来地域の全体で取り組まなければならない課題が多い。また、社会的犯罪予防論という犯罪企図者を生み出す社会的要因や個人的要因への対応も含めた社会安全政策の実施をも含まれるものとして捉えられている。このように広く地域安全といわれる社会安全政策としての犯罪予防対策が求められている。もうひとつは、治安対策が警察主導から地域住民との協働による社会安全対策の推進に移行していることである。都市部における治安は既に警察力だけでは維持できない状況にあるとされ、警察と行政と市民との協働による治安対策が提唱された。警察と行政とコミュニティが緊密に連携して、地域の平穏と安全の確保に取り組むという考え方（コミュニティ・ポリシング）で、犯罪が複雑・巧妙化、地域の匿名性が一段と進展することが予想されるこれからの社会において、犯罪を抑止しうる唯一の手段ともいわれすでに実践に移されている。

戦後の警察制度は、市町村の自治体警察を中心とした制度であったが、1954年市町村自治体警察は廃止され、独立性の強い都道府県警察一本になっており、その後、警察署と基礎自治体は一本化されることはなかった。管轄区域が異なる場合もあり、指揮系統は完全に違っており、犯罪情報はすべて警察が把握しており、欧米のように、犯罪予防対策を警察と基礎自治体が一体的に運営するのは難しいと判断される現状では、地域における一般予防活動を、直ぐに基礎自治体中心の体制にすることは難しいと考えられるが、すでに、基礎自治体で危機管理室を設け、防犯も基礎自治体の危機管理の一つとして位置付けられているところもあり、両者の役割分担が明確した生活安全の基本法が制定されれば、一般的な犯罪予防対策（安全なまちづくりの展開）は、基礎自治体中心の方向に向かい解決するのではないだろうか。

2 基礎自治体圏域における「安全なまちづくりの展開」の具体的あり方

基礎自治体がどのように対応したら、より犯罪を未然に防ぐことができるのか。基礎自治体による対策は進んでいるのか、対策の効果は上がっているのか、いないとすればその課題は何か、警察の果たす役割は何か。

安全なまちづくりの展開は、具体的には、基礎自治体とその傘下に形成されつつある地域運営組織と一体的に運営されるべきだが、現状をみるかぎり、基礎自治体傘下に形成されつつある地域運営組織は国の認識と違い、必要性を感じていない市町村も多く、形成やその対策の効果があがっているとは言いがたいが、既存の社会福祉協議会などが同様の活動している事例もあり、自治会、町内会の活発な活動が見られるところも多いところから、当面は、新しい組織にこだわることなく、基礎自治体を中心として関係団体をはじめ、既存の地域住民の身近の存在する地域コミュニティとの連携を模索してそれぞれの地域に着目し、次のような地域社会における犯罪予防対策を推進すべきである。

また、ここにいう安全なまちづくりの展開は、地域安全といわれる広い意味での犯罪予防対策であって、このような活動についても、警察は、地域社会の犯罪予防対策の主要なメンバーとして、犯罪情報の積極的

な発信や必要に応じた参画を行うべきだが、基礎自治体を中心とした運営に任せ、警察の役割は、日々発生又は発生のおそれがある事案など具体的な現実の脅威に対し、警察しかできない犯罪情勢を把握・分析と、組織力による抑止活動と検挙活動を行うことで、地域社会の安全に貢献することを主とすべきであるとする。

(1) 地域の犯罪現象にあった問題解決型犯罪予防活動の展開

地域社会の犯罪予防対策を検討する場合、市民が解決を期待する問題とは、単に犯罪者の検挙ばかりではなく、犯罪に至らない迷惑行為といわれる前段階の秩序違反行為に対する対応も治安対策上重要なことであり、地域の秩序の維持に関しては、地域住民が自分達の守るべきルールをつくりそれを実践することも、地域にとって重要な施策といえる。しかも、地域社会が抱える問題は、地域によって異なっており、一般的、画一的な対策を行うのではなく、それぞれの地域に着眼し、地域の問題となっている個別の犯罪や課題を対象として、その状況に応じた対策をとる必要がある。例えば、少年非行が問題の地域では、街の環境が原因か、一部非行グループの存在かなど原因によって環境の浄化、検挙・補導に実施と関係する機関が協働でその原因の除去を行うことである。

(2) 将来を見据えた継続的な犯罪対策の推進—新しい形の犯罪などへの対応—

新しい形の犯罪の発生の主たる要因として考えられるものは、都市部においては、住宅団地などの建設による新しい人口の流入により、地域社会における地域住民連携の崩壊、地方では、人口の流出による過疎化現象である。地域社会連携の崩壊は、地域の強みとされていた地縁・血縁による相互扶助の機能を崩壊させ、犯罪に脆弱な側面を引き起こし、孤立した核家族ないでの配偶者による暴力事案や児童虐待、一人暮らしの高齢者を狙った特殊詐欺など新しい犯罪を引き起こしており、今孤立した者に対する適切な対応が求められており地域運営組織に期待されている。

日常的なつながりの場を通じて、気づきが生まれ、地域住民の個々の課題が発見され、基礎自治体や関係機関と連携して、課題解決や犯罪の未然防止できることが、すでに名張市などで示されようとしている。しかし、名張市でも地域運営組織がそのような機能を持つまでには相当時間がかかるものと思われるが、新しい犯罪の発生など、将来を見据えた継続的な犯罪対策を推進する必要がある。

(3) ICTなど最新の技術を活用した安全なまちづくりの展開 (ハード対策)

急速に進行する少子高齢化とそれに伴う人口の減少が、労働力の減少や国内需要の縮小を招き、中長期的に経済成長を阻害することが懸念されている。このような課題に対して、ICTによる最新の技術による貢献が期待されている。防犯設備機器・システム分野でも、カメラの高画質化による画像解析精度の進歩とAI活用、各種センサー類、GPS機能の活用など高速・高性能化が進み、多くの分野で人の代行業を果たすなど、少子化が急速に進む中で機械化による防犯機能の強化・効率化が行われている。

先行事例として紹介した大阪府下における街頭防犯カメラの設置、兵庫県加古川市の見守りカメラの設置などその良い例であり、今後犯罪予防手段としても、一層、高性能化した機器やシステムが採用されていくだろう。

3 地域運営組織の形成と活動の実態

地域社会における安全なまちづくりの展開は、前述したように重層的に行われており、地域社会における安全なまちづくりの展開も基礎自治体圏域と地域住民の身近な圏域で行われている。それぞれの地域社会独自の課題や問題を絞り出し、対応することが必要とされており、地域の問題や課題は複雑多様化しており、基礎自治体だけでは対応が難しいため、地域住民の身近に地域運営組織を形成し、その役割の一部を担わせようとしている。地域運営組織の形成は進んでいるのか、進んでいないとすれば何が問題か、新しい犯罪へ

の警察の対応は必要がないのか、という点について検討した。

(1) 地域運営組織の形成

「地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心になって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題解決に向けた取組を持続的に実践する組織である」(総務省 2021、20 頁)と定義されているが、地域運営組織の形成には、前述したように 2 つの流れがあり、一様でなく、都市部と農山村部では、形成の過程から異なっている。先行対策を見る限り、地域運営組織の形成は主として、内閣官房地方創生推進事務局の施策として、最初は「平成の大合併」によって、失われた市町村機能回復のために設けた小さな拠点との関連で行われているが、徐々に、それ以外の地域でも地域の新しい課題解決の組織として形成されて来ている。名張市など一部地域では、福祉対策をして打ち出された厚生労働省が行っている地域共生社会の実現に向けての包括的支援制度とうまくコーディネートされ運用されてきている。

地域社会の住民の身近な圏域における安全なまちづくりの展開は、地域のコミュニティ形成による犯罪予防活動の展開である。行政や警察の連携した支援のもと、身近な地域の組織として、地域運営組織の形成が進められ、地域住民等の参画と連携した活動によって支えられており、地域運営組織は、地域住民のなかにあつて、孤独・孤立対策などの地域の課題に対して、適切に対応できる組織として期待されている。

総務省 (2017) によると、「地域運営組織設立の背景と必要性について、① 高齢化が進むことによる自助の限界、② 地域の暮らしを支える「共助」機能の低下、③ 行政主体の「公助」から協働による「公助」に、④ 「自助」を支える新たな「共助」の担い手であり、協働による「公助」のパートナーとして「隙間」を埋める地域運営組織」の 4 点を挙げており、「自治会・町内会の機能を補完しつつ、地域で活動する市民団体や NPO 法人など地域の暮らしを支える機能的組織のメンバーも参画するこれらの課題に応える組織として必要である」としている (総務省 2017、1~2 頁)。

地域運営組織をどう位置づけるかについては、地域の実情に合った仕組みを、地域ごとに設計することが前提となっており、地域住民の自主性を重んじるものであるべきとされた結果か、地域運営組織と言っても、一様でなく、都市部と農山村部では形成の過程から異なっている。基礎自治体との関係、地域コミュニティと行政との協働も数々の形態があり、特に、既存の地域団体との関係をどう位置づけるかによって変わってきている。地域の現状や課題、地域のニーズなどを把握し「やるべきこと、やりたいこと」を地域で決めて実行に移すことが大事だ、としている。

(2) 地域運営組織活動の現状と課題

総務省 (2021) によると、組織数は全国で 5,783 組織 (802 市区町村) (前年比 547 組織、60 市町村の増加) があり、活動範囲は主に小学校区で、法人格を持たない任意団体約 92% で、次いで NPO 法人が約 5%、活動拠点を有する組織が約 90%、このうち約 75% が公共施設の使用。活動内容としては、高齢者交流サービス (51.9%)、声かけ・見守りサービス (41.2%)、体験交流事業 (34.1%)、公的施設の維持管理 (26.6%) など多様である。主たる財源は、市町村から補助金 (79.3%)、構成員からの会費 (37.1%)、収益事業の収益 (26.8%)、寄付金 (20.5%) 等で、生活支援など自主事業の実施による収入の確保の取り組み組織 (47.0%) となっている。

課題としては、人材 (担い手、リーダー、事務局) の不足、活動資金の不足、地域住民の当事者意識の不足などを挙げている。さらに、コロナ禍において生じた様々な地域の課題への対応として地域運営組織の果たすべき機能の重要性が高まっているが、事業の中止・延期に追い込まれる地域運営組織も見られる (総務省 2021、20 頁)。

少子高齢化社会の到来、家族制度の崩壊は、地域住民の連携を希薄化し、地域とのかかわりあいを持たない孤立した世帯を生み出している。家庭内犯罪（ドメスティックバイオレンス、児童虐待など）や孤立した住民を対象とした新しい犯罪（特殊詐欺など）はこのような情勢を背景に多発している。また、高齢者による犯罪も 1998 年以降の極めて短期間に急増していることから、高齢者を取り巻く環境、特に高齢者のライフスタイルの変化が背景にあると推測される。このような地域の連携の欠如による新しい形の犯罪や課題へは、基礎自治体だけでは対応しきれないものであり、住民の直近に位置し、地域住民の状況を知りうる地域コミュニティによる課題解決が期待されている。

しかし、地域社会で孤立している者への対応であるが、政府が社会的孤立対策などの一環として創設した支援事業について、実施する自治体は、令和 3 年度時点において全国で 42 市町村（約 2%）にとどまっていると報じられており（『毎日新聞』朝刊、2021 年 6 月 29 日）、形成と課題への対応でも問題が残されている。この種の情報を把握している基礎自治体は、個人情報保護法との関係で情報を公開しないので、日常生活のつながりの場を通じて、地域住民の課題を把握せざるを得ない。地域運営組織が、単独での地域の課題へ対応することは、初期の段階では難しい点があり、基礎自治体の包括的支援制度などと連携することによって、地域の住民とのつながりをつくるなかで、気づき生まれ、地域社会の個々の課題が発見され、関係機関の協力のもと、課題解決あるいは犯罪被害を未然防止ができることが、実証されつつあり、名張市の先行事例はまさにこの例で、行政をはじめ他の関係機関との連携が必要であることを示している。

この種の新しい犯罪や課題への警察の対応については、私生活の領域であるが、関係法令の整備も進み、警察の積極的介入を求める見解もあることから、事案に応じて、関係機関との密接な連携を図りながら、警察本来の役割である取締りや検挙活動を通じて貢献すべきである。

おわりに

平成期の犯罪情勢の悪化を受け、時の内閣は、横断的な組織「犯罪対策閣僚会議」を設置し、「世界一安全な国日本」の復活に向け、政府挙げた総合的な治安対策を決定、推進されることとした。これは、警察中心の犯罪対策から、政府挙げての犯罪対策の主体の多様化による社会安全政策への転換を意味していた。また、都道府県にあっては、大阪府で最初の「安全なまちづくり条例」が制定され、以後全国に及び、安全で安心して暮らせるまちづくり活動が全国的に推進されることとなった。各市町村にあっては、同様の危機意識を持ち、併行的に同様の措置を取っていったところが多い。このように、地域社会における安全なまちづくり活動は、警察主体から、基礎自治体及びその傘下に形成されつつある地域運営組織によって展開される方向性が見えてきたが、日本の場合、警察と基礎自治体は、指揮系統も異なり一体的運用が難しく、犯罪情勢は警察が一元的に把握している関係で、警察が中心となって推進されている傾向が強いが、すでに、それぞれの立場を生かしながら、実施されており、一部基礎自治体と警察の人事交流が行われるなど一層に連携の強化が図られている。基礎自治体としても、地域社会における安全なまちづくりの展開は、警察をも組み込んだ体制を構築し、その全面的な支援を受けて、推進する必要がある。

そのような状況下で、警察は、地域社会の犯罪予防対策でも主要なメンバーとして、基礎自治体との連携を一層強化し、地域社会の安全なまちづくりの推進にあたると同時に、警察力の相対的低下がいわれるなかで、「検挙に勝る防犯なし」といわれるように、本来警察しか行えない犯罪の検挙活動を中心とした犯罪対策に次第にシフトしていくことが求められているのではないだろうか。

【参考文献】

- 警察庁 (2018) 『警察白書』 (平成 30 年版)。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2017) 『日本の将来推計人口 (平成 29 年推計)』。
- 高野公男 (2000) 「まちの構造と防犯」 『警察政策』 2 巻 1 号。
- 内閣官房 (2018) 「小さな拠点・地域運営組織の形成に関する取組」 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部 事務局) (平成 30 年 6 月 1 日) 担当者説明会資料。
- 厚生労働省 (2019) 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の最終とりまとめ (概要) (2019 年 12 月 26 日)。
- 警察政策学会 (2013) 「これからの安全・安心」のための犯罪対策に関する提言 『警察政策学会資料』 71 号
警察政策学会・犯罪予防法制研究会。
- 指定都市市長会 (2008) 「防犯対策とまちづくりとの連携・協議による安全・安心の再構築」 『(指定都市安全・安心まちづくりプロジェクト報告書)』。
- 日本都市センター (2015) 『都市自治体とコミュニティの協働による地域運営をめざして』 ((公社) 日本都市センター)。
- 全国過疎地域連盟 (2022) 一般社団法人全国過疎地域連盟ホームページ 『過疎のお話』 より。
- 総務省 (2021) 『地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業 (報告書)』 (2021 年 (令和 3 年) 3 月) (総務省地域力創造グループ地域振興室)。
- 加古川市 (2019) 「日本初! 官民連携の見守りサービス IOT で安全・安心のまちづくりを」 (2019—06—27)。
- 総務省 (2017) 『地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業・同研修テキスト』 (総務省地域力創造グループ地域振興室) (2017 年 3 月)。
- 岸和田市 (2017) 「岸和田市における地域内分権あり方」 『第 3 期専門研旧報告書』。